

被災者の参画による心の復興事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17の規定に基づき、被災者の参画による心の復興事業費補助金（以下「補助金」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(補助金の交付を申請できる事業の採択)

第2 別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査で選定されたものについて、審査の結果上位になったものから順に予算の範囲内で採択を行う。

2 審査委員会では、書類及び応募者による公開のプレゼンテーションを基に審査を行う。ただし、審査委員会委員の集合による審査が困難である場合等には、プレゼンテーションの実施を省略し、書面による審査のみとすることができるものとする。

3 第1項の規定による採択をしたときは、当該採択をした事業の実施を希望する補助事業者に対し、補助金の交付について内示するものとする。

4 補助事業者は、内示を受けた事業についてのみ補助金の交付を申請することができる。

(交付決定前着手)

第3 補助事業は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により補助金交付決定前に補助事業に着手する必要が生じた場合は、補助事業者は、知事に対し、被災者の参画による心の復興事業費補助金交付決定前着手届（別紙様式）を提出するものとする。

(補助対象経費)

第4 要綱別表第1に規定する経費は、次に定める基準及び条件に基づき算定するものとする。

(1) 報酬、賃金

ア 本事業実施のために従事した期間に係るものを対象とすること。

イ 従事者ごとの活動内容が把握できる時間単位の業務日報を作成すること。

ウ 1人当たりの報酬、賃金は、原則として次の金額を上限とすること。

(ア) スタッフ（管理的業務）（常勤） 1時間当たり2,000円

(イ) スタッフ（管理的業務以外）（常勤） 1時間当たり1,500円

(ウ) アルバイト（時間単位勤務） 1時間当たり1,200円

(2) 報償費

講師等の専門性を勘案し、原則として、下記の金額を上限とすること。

ア 大学教授級 1時間当たり7,900円

イ 大学講師級（上席研究員、上席調査員等） 1時間当たり5,100円

ウ 研究員、調査員（イに掲げる者を除く。） 1時間当たり4,600円

(3) 旅費

実費を基本とすること。

(4) 需用費

ア 燃料費

活動内容が分かる自動車管理簿（使用者、使用日時、出発地、目的地、使用目的、走行距離及びガソリン購入量が記載されたもの）を作成すること。

イ 茶菓代、食材費等

交流サロンでの茶菓代、料理教室での食材費等、1回の活動につき、参加者1人当たり500円を上限とすること。

(5) 施設、設備及び備品

ア 補助対象となる取組に必要な備品は、原則として賃借又はリースで対応すること。

イ やむを得ない理由により備品の購入を行う場合は、次に掲げる条件を満たす場合とする。

(ア) 補助事業の趣旨に合致すること。

(イ) 補助事業の実施に必要不可欠であること。

(ウ) 補助事業終了後の取扱いが明らかであり、かつ、確実なものであること。

(エ) 汎用性が高い他事業への転用が容易なものでないこと。

(事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業)

第5 要綱別表第1に規定する事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

(1) 参加者の半数以上が応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）及び災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

(2) 孤立のリスクのある被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

(3) 事業に参画した被災者が、自立的に事業を展開するための仕組みが設けられていること。

(実施状況の評価)

第6 補助対象期間の必要な時期に、審査委員会で補助事業の実施状況の評価を行う。

2 前項の評価は、補助事業者による公開のプレゼンテーションを基に行うものとする。ただし、審査委員会委員の集合による評価が困難である場合等には、プレゼンテーションの実施を省略することができるものとする。

(参加者アンケートの実施)

第7 補助事業者は、県が別に示す内容により参加者へのアンケートを実施するとともに、アンケート結果を取りまとめ、県が別に定める様式により県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月30日から施行する。